

「新千歳－神戸線誘客プロモーション及び地元企業の物産プロモーション企画運営業務」
業務委託仕様書

1. 業務名称

新千歳－神戸線誘客プロモーション及び地元企業の物産プロモーション企画運営業務

2. 業務目的

北海道エリアにおいて、神戸の地場産品をはじめとする地元企業の物産プロモーションや新千歳－神戸線誘客プロモーション、さらに神戸の観光PRを一体で実施することにより、神戸への誘客促進を図る。

3. イベント概要

- (1) 日 時 : 令和5年11月11日(土)～11月12日(日)
※時間は、会場の営業時間を踏まえ調整
- (2) 会 場 : サッポロファクトリー (アトリウム、ルーム)
(〒060-0032 北海道札幌市中央区北2条東4丁目)
- (3) 内容(案) : ①神戸の地場産品の販売会
神戸市の事業者 10店舗(予定)
②新千歳－神戸線 誘客プロモーション(航空会社による)
③神戸市の観光PR
④ジャズ演奏
- (4) その他 : イベントについては、開催前時点での新型コロナウイルス感染状況を踏まえて、対策が必要である場合に限り、感染症予防措置を講じたうえで効果的な手法を検討すること。

4. 業務内容

作業にあたっては、以下に定める事項を確実にを行うものとする。また決められた期日までに本件の業務を行うとともに、報告書を作成し納入すること。

(1) イベント全般に関する事項

① 企画立案

- ・イベント全体のコンセプトの企画
- ・イベントキャンペーンの名称の決定
- ・会場構成の作成
- ・イベントの詳細なタイムスケジュールの作成
- ・スタッフ用の運営マニュアルの作成

※ターゲットとすべき世代等を分析・設定したうえで、最も効果的な企画を実施すること。

※キャンペーンの名称は、本事業を効果的に発信するものを(公財)神戸市産業振興財団(以下、「財団」という。)に提案し協議のうえ決定すること。

② 会場設営等

- ・会場との調整
- ・会場の装飾の作成、設営及び撤去
- ・当日用パンフレット（プログラム・会場配置図入り）の作成
 - 規 格 : A4 両面（カラー4色）
 - 作成部数 : 5,000 部
 - その他 : データもあわせて提出すること

③ 当日運營業務

- ・イベント当日に運営及び進行を行う管理者の配置
- ・司会者の配置
- ・運営スタッフの配置
 - 運営に必要な人数を手配すること。なお、来場者の誘導體制についてマニュアルを作成するとともに、混雑時は配置した運営スタッフで人員整理等の対応を行うこと。

④ 財団との連絡調整

- ・事務局の設置
 - イベント当日までの準備を行う事務局を設置し、財団など関係各所との調整を行うこと。
- ・定期的な打ち合わせの開催
 - 事業実施にあたって、財団と定期的な打ち合わせを実施すること。会議の議事録も作成し、会議後1週間以内に提出すること。

⑤ その他

- ・イベント保険の加入
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため必要な備品等の配置
- ・保健所など各種許可の届出や申請

(2) 販売会に関する事項

<出店事業者の選出>

会場のスペース等を考慮の上、効果的、最大限スペースを活用できるような事業者業種の選定を行うこと。

- ・店舗数：10 店舗（予定）
- ・対象店：以下の条件をすべて満たすもの
 - ①神戸市内に本社を置く事業者
 - ②神戸らしさを PR できる商品（地場産品等）を主に取り扱う事業者
 - ③イベントの内容にふさわしい取り組みを行う事業者

<その他運営に関する事項>

- ・出店事業者との連絡調整
- ・出店事業者の往復航空代金及び宿泊料金等の取りまとめ及び支払い
 - ※往復航空代金、交通費及び宿泊に係る費用について、別紙「経費精算事項」に基づき当財団が履行確認を行い、適合したものに関しては、実績加算額として基本委託料に加算して支払う。航空券に関しては団体運賃を利用すること。宿泊費に関しては上限を 12,500 円とし、上限を超えるものに関しては事業者負担とする。

(詳細については別紙「経費精算事項」を参照)

- ・販売商品の配送に関する取りまとめ
 - ※イベント前日までに、イベント会場まで商品が到着するよう、各事業者との調整を行うこと。
 - イベント終了後には、イベント会場から各事業者の指定する場所まで配送すること。
- ・販売商品の受領及び保管
- ・販売商品の在庫ストック場所の確保 (冷蔵・冷凍ストッカーを含む)
- ・物産販売に必要なとなる什器等の手配 (平台、冷蔵・冷凍用ショーケース等財団が費用負担する基本什器を含む)
- ・財団が費用負担する基本什器については、下記の通りとする (1店舗あたり)
 - 平台 2台まで
 - ヨーカン棒 2本まで
 - 長テーブル 1台まで
 - 冷蔵ショーケースもしくは冷蔵・冷凍ストッカー いずれか1台まで
 - 簡易レジスター 1台まで上記什器以外は事業者負担とする。
- ・ブースの設営及び撤去

(3) 誘客プロモーション・観光PRに関する事項

- ・実施にあたり、関係部署との連絡調整
- ・開催に必要な備品や什器等の手配
- ・ブースの設営及び撤去

(4) ステージイベントに関する事項

- ・集客力を上げるための効果的なステージイベントの立案・実行
- ・当日運営における整理券配布・管理
- ・航空会社によるステージイベント実施に必要な調整

(5) ジャズ演奏に関する事項

- ・実施にあたり、関係部署との連絡調整
- ・演奏者の往復航空代金及び宿泊料金等の取りまとめ及び支払い
 - ※往復航空代金、交通費、スタジオ代及び宿泊に係る費用について、別紙「経費精算事項」に基づき当財団が履行確認を行い、適合したものに関しては、実績加算額として基本委託料に加算して支払う。
- ・必要な音響機器の手配
- ・会場設営及び撤去

(6) 広報・PRに関する事項

- ・イベント当日の集客力を上げるための効果的な手法の提案・実行
 - 定例的な手法に留まるのではなく、本イベントの趣旨や内容に鑑み、効果を最大化する複数手法

の組み合わせを提案し、実行すること。

※方法・媒体は問わない。

(7) 事業総括報告書の提出

・当日写真撮影

イベント当日の様子を撮影すること。会場全体の様子やブースごとにアップの写真を数点ずつ撮影すること。撮影した写真を財団の広報等に使用する旨、同意を得ること。

・効果測定

来場者アンケートを実施し、集計結果を報告すること。なお、実施方法ならびにアンケート質問項目については、財団と協議の上、決定すること。

・事業総括報告書の提出

イベント終了後、当日写真や効果測定をまとめた事業総括報告書、および経費認定のための明細書を作成し、イベント終了後から概ね1か月以内に提出すること。

5. スケジュール（予定）

契約締結	: 令和5年 8月上旬
方向性の決定	: 令和5年 8月中旬
各広告デザイン案の確定	: 令和5年 8月末
実施計画書の提出	: 令和5年 9月中旬
出店事業者との最終調整	: 令和5年 10月中旬
イベント会場への広告配置	: 令和5年 11月上旬
イベント実施	: 令和5年 11月11日～12日

6. 留意事項

- (1) 本仕様に定める業務にかかる実費経費は、上記にて「委託費に含まない」ならびに「委託費に加算して支払う」旨を明記している項目を除き、すべて契約金額に含まれるものとする。新型コロナウイルス感染症拡大等により、中止を判断する場合は、両者にて協議の上、定める。
- (2) 業務を遂行する上で、財団と受託者が共通認識を持ち、十分な協議を重ねながら業務を行うものとする。
- (3) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、目的達成のため、予算の範囲内において、本仕様書以外の考えがあれば提案すること。
- (4) 受託者は、本業務を介し知り得た機密・個人情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有するものを配置すること。
- (6) 受託者は、原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、当社の承諾を得たときは、この限りではない。
- (7) 第三者の権利侵害
受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵

害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。

(8) 制作物に属する権利の帰属

- ① 本業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- ② 履行により制作された成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利（著作権法第27条および28条の権利を含む）をいう。以下同じ。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て財団に帰属、もしくは譲渡する。
- ③ 受託者は、当社が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、当社の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ④ 受託者は、当社の書面による事前の承諾なくして、成果物を目的外に利用し、また第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間終了後、又は本業務に係る委託契約が解除された後においても同様とする。
- ⑤ 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ当社に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任は、全て受託者が負うこと。
- ⑥ 上記①から⑤の規定は、事前に書面にて報告し、当社の承諾を得て、業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。
- ⑦ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

(9) 受託者は本業務を通じて取得した個人情報について、神戸市個人情報保護条例等に基づき、適正に取り扱うこと

(10) この仕様書に定めのないものについては、財団と受託者が協議のうえ決定するものとする

【別紙】 「経費精算事項」

1. 実績加算額の精算方法

往復航空代金、宿泊料金等について、下記の条件に留意しつつ、基本委託料とは別途、実績加算額として、公益財団法人神戸市産業振興財団に対して請求書により請求すること。なお、請求できる各経費項目の金額については、次項のとおりとする。

- ・請求書の作成にあたっては、経費項目などの内訳を明確に記載すること。
- ・領収書などの経費支出額及び本催事に関する経費であることが確認できる資料を添付すること。

2. 各経費項目に関する留意事項

経費項目ごとに、請求できる金額を下記のとおり定める。

①往復航空代金について

- ・1事業者につき1名分までとする。
- ・神戸空港発着のスカイマークの財団が指定した便にて団体運賃利用を原則とする。
- ・財団指定の団体運賃に搭乗しない場合には、片道1万円(税込)を上限として支払うこととする。

②交通費について

- ・1事業者につき1名分までとする。ジャズ演奏者については、5名分までとする。
- ・新千歳空港駅から札幌駅までのJR快速エアポートでの往復移動費用相当分として、1名につき2,300円(税込)を支給する。

③宿泊費について

- ・宿泊費として、宿泊に要した費用を請求可能とする。
- ・1事業者につき1名分までとする。ジャズ演奏者については、5名分までとする。
- ・費用負担出来る日程は11月10日(金)、11日(土)、12日(日)の3日間とする。
- ・3泊分を請求可能とし、1泊あたり12,500円(税込)を上限とするが、領収書等により日程が上記3日間であること、1名の宿泊であることがわかる場合に限り、3泊合計37,500円(税込)の上限にて支払いを可とする。
- ・夕食及びその他オプション料金については対象外とする。ただし、朝食付きプランについては可とする。

④運搬費について

- ・配送にかかる送料については、往復事業者負担とする。

3. ジャズ演奏者に関する特記事項

①往復航空代金について

- ・神戸空港発着のスカイマーク片道24,870円(税込)を上限として往復分支給する。
5名分までとする。
- ・演奏者の往復旅客運賃とは別に、大型楽器輸送料を往復分、実費支給する。片道1名あたりの金額は、スカイマークの「特別旅客運賃」10,000円(税込)を上限とする。

②交通費について

- ・札幌駅からサッポロファクトリーまでの片道移動費用相当分として1,000円(税込)を上限とし、2台分、2往復分支給する。

【別紙】 「経費精算事項」

③宿泊費について

- ・ 宿泊費として、宿泊に要した費用のほか、1日1名あたり1,900円(税込)を支給する。
- ・ 対象は、上限5名分までとする。

④スタジオ代

- ・ リハーサル会場代として、20,000円(税込)を上限として、支払うものとする。

4. その他

- ・ 各出店者およびジャズ演奏者の経費を精算する際にかかる振込手数料については、財団の負担とする。

実績加算額の上限算出方法

■出店事業者(10事業者)分 ※全て1事業者につき1名分のみ精算

① 宿泊費 12,500円×3泊×10事業者=375,000円

- ・ 1事業者あたり1泊上限12,500円(税込)
- ・ 11月10日(金)、11日(土)、12日(日)の3泊分を支給

② 往復航空券 20,500円×10事業者=205,000円

③ 往復電車代 2,300円×10事業者=23,000円

- ・ 新千歳空港駅から札幌駅までのJR運賃

小計 603,000円・・・①

■ジャズ演奏者(5名)分 ※5名分すべて精算

① 宿泊費 12,500円×2泊×5名=125,000円

- ・ 1名あたり1泊上限12,500円(税込)
- ・ 1,900円×2日×5名=19,000円
- ・ 11月10日(金)、11日(土)の2泊分を支給

② 往復航空券 24,870円×往復×5名=248,700円

10,000円×往復×5=100,000円

- ・ 1名あたり片道上限24,870円(税込)

ただし機内に楽器を持ち込み、座席を1席使用する場合に限り、上限に10,000円(税込)を上乗せして支払うものとする。

③ 交通費 1,000円×2台分×2往復×2日=8,000円

2,300円×5名=11,500円

【別紙】 「経費精算事項」

④ スタジオ代 20,000 円

小計 532,200 円・・・・・・・・②

■概算経費合計

①+②=1,135,200 円≒1,200,000 円 (上限・概算)